

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書

年 月 日

横浜市長 殿

届出者

特定施設（有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設）の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種別		※施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所		※備考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

参考

1 届出理由

--	--

2 事業場概要

従業員数	人	業種（細分類）	
主要製品		作業時間	時 ~ 時
企業規模	大企業 ・ 中小企業 ・ 零細企業 ・ 公共施設		
敷地面積	m ²	下水排除方式	合流 ・ 分流 ・ 未告示
担当部署		担当者	
電話番号		メールアドレス	

添付書類一覧

水	下	添付書類の名称	作成上の注意
		特定施設の設置場所（土木図面等）	廃止した特定施設の設置場所を明示してください。

注1 変更届出の場合は、図面上に変更箇所を明示してください。

注2 何枚かの図面をまとめられる場合は、まとめてください。

注3 図面は原則、A4版又はA3版とし、A3版の図面はA4版に折って提出してください。

特定施設（有害物質使用特定施設）、有害物質貯蔵指定施設一覧表

特定施設等	台数	届出前								その他
		届出後								
カドミウム及びその化合物										
シアン化合物										
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）										
鉛及びその化合物										
六価クロム化合物										
砒素及びその化合物										
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物										
ポリ塩化ビフェニル（PCB）										
トリクロロエチレン										
テトラクロロエチレン										
ジクロロメタン										
四塩化炭素										
1,2-ジクロロエタン										
1,1-ジクロロエチレン										
1,2-ジクロロエチレン										
1,1,1-トリクロロエタン										
1,1,2-トリクロロエタン										
1,3-ジクロロプロペン										
チウラム										
シマジン										
チオベンカルブ										
ベンゼン										
セレン及びその化合物										
ほう素及びその化合物										
ふっ素及びその化合物										
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物										
塩化ビニルモノマー（クロロエチレン）										
1,4-ジオキサン										

- 1 特定施設等の欄には、特定施設にあつては、水質汚濁防止法施行令第1条別表第1の号番号又は指定地域特定施設を、有害物質貯蔵指定施設にあつては、有害物質貯蔵指定施設を記載すること。
- 2 特定施設にあつては、製造・使用・処理している有害物質に○を、有害物質貯蔵指定施設にあつては、保管している有害物質に○を記載すること。
- 3 その他の欄については、特定施設等以外において、製造・使用・処理・保管している有害物質に○を記載すること。